# ○国土交通省告示第四百八十六号

実務についての講習を指定するための基準等を次のように定める。 交通省令第八十三号)第十四条第二号の規定に基づき、 令第三十四号) 賃貸住宅の管理業務等 による改正後の賃貸住宅 の適正化に関する法律施行 の管理業務等の 規則の一部を改正する省令(令和三年国土交通省 及び 適 正 同令を実施するため、 化に関する法律施行規則 管理業務に関 (令和二年 する 国 王

令和三年五月三十一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

管理業務に関する実務についての講習を指定するための基準等

#### (趣旨)

第一条 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則 (令和二年国土交通省令第八十三号。

以下「規則」という。) 第十四条第二号の管理業務に関する実務についての講習の指定に関しては

この告示の定めるところによる。

### (指定の申請)

第二条 前 条  $\mathcal{O}$ 指定は、 賃貸住宅管理業に関する実務に つい --0 講習 ( 以 下 「指定講習」という。

の実施に関する事務 ( 以 下 「指定講習事務」 という。 を行おうとする者の申請により行う。

事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

指定申請 者 の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあっては、 その代表者の氏名

二 指定講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 指定を受けようとする講習の名称

四 指定講習事務を開始しようとする年月日

五 講師 となるべき者の氏名及び略歴並びに第四 1条第 項第二号イからハまでのいずれに該当する

かの別

六<br />
指定を受けようとする講習の科目及び内容

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

3

個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ 指定申請者の略歴を記載した書類

一 法人である場合においては、次に掲げる書類

1 定款若 しくは寄附 行為又はこれらに代 わ る 書 面 及び 登 記 事 項 証 明 書

ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面

- 申請に係る意思の決定を証する書類
- 二 分会社 及び略歴又は沿革を記載した書 社員の職務を行うべき者を含む。 役員 をいう。 (持分会社 にあっては業務を執行する社員をい (会社法 (平成十七年法律第八十六号) 類 次条第五号において同じ。)の氏名又は商号若しくは名称 V. 第五百七十五条第一 当該社員が法 人であるときは 項には 規定する持 当該
- $\equiv$ 講師が第四 条第一 項第二号イからハまでのいずれかに該当する者であることを証する書類
- 几 指定講習事 務以外 の業務を行うときは、 その業務  $\mathcal{O}$ 種類及び概要を記 載 した書 面
- 五. その他参考となる事項を記載した書類 指定申請 者が次条各号の いずれにも該当しない者であることを誓約する書面

#### (欠格条項)

六

ない。

第三条 次の各号の 7 ずれ かに該当する者が行おうとする講習は、 第一条の指定を受けることが でき

を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない 又は法に基づく命令の規定に違反し、 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律(令和二年法律第六十号。以下「法」という。) 罰金以上の刑に処せられ、 者 その執行を終わり、 又は執行

第十二条の規定により第一 条の指定を取り消され、 その取消 L  $\mathcal{O}$ 日 カ ら起算して二年を経過し

ない者

三 規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しな 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号) 第二条第六号に 7 者 (次号

において「暴力団員等」という。)

四 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

五. 法人であって、 指定講習事務を行う役員のうちに第一号から第三号までのいずれかに該当する

者があるもの

(指定の要件等)

第四条 国土交通大臣は、第二条の規定による指定の申請が次に掲げる要件の全てに適合していると

きでなければ、第一条の指定をすることができない。

第六条第三号イからホまでの事項を含む内容について講義が行わ れるものであること。

二 講師が次のいずれかに該当する者であること。

イ に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者 管理業務に七年以上従事した経験があり、かつ、管理業務その他の賃貸住宅の管理の実務

口 する大学において教授若しくは准教授の職にある者又は宅地建物取引士 弁護 主 公認会計士、 税理士、学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) (宅地建 第一 物 取 条 引業法 に 規定

(昭和二十七年法律第百七十六号)第二条第四号に規定する宅地建物取引士をいう。 以 下 同

)であって管理業務その他の賃貸住宅の管理の実務に関する知識を有する者

国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

第一条の指定は、 指定講習指定簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一指定年月日及び指定番号

2

指定講習を行う者(以下 「指定講習実施機関」という。) の氏名又は商号若しくは名称及び住

所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 指定講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四 指定講習の名称

五 指定講習事務を開始する年月日

(指定の更新)

第五条 第 条 の指定は、 五年ごとにその更新を受けなければ、 その期間 の経過によって、 その効力

を失う。

2 前三条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

(指定講習の実施に係る義務)

第六条 指定講習実施機関 は、 公正に、 か つ、 第四 <sup>1</sup>条第一 項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に

適合する方法により、指定講習事務を行うものとする。

- する者と同等以上の能力を有すると認められる者に対 宅地建\* 物取引士で、 管理業務に関し二年以上の実務 の経験を有する者又はその 指定講習を行うこと。 実務 の経験を有
- 二 講義及び指定講習修了試験により指定講習を行うこと。
- 三 次のイからホまでの事項を含む内容について講義を行うこと。

イ 管理受託契約に関する事項

- ロ 管理業務として行う賃貸住宅の維持保全に関する事項
- ↑ 家賃、敷金、共益費その他の金銭の管理に関する事項
- ニ 法に関する事項
- ホ イからニまでに掲げるもののほ か、 管理業務その他の賃貸住宅の管理の実務に関する事 項
- 几 指定講習に係る講義及び指定講習修了 **試** 験 0 時間 の合計 が 十時間 以上であること。
- 五. 1 るかどうか的確に把握することができるものであること。 指定講習修 了試験は、 講義の終了後に行 V ; 受講者が 講義 0 内容全体について十分に理解して
- 六 指定講習を実施する日時、 場所、 講習の科目その他指定講習の実施に関し必要な事項を公示す

ること。

七 電子情報処理組織を使用する方法その他 の情報通信 の技術を利用する方法により指定講習を受

講することができるものであることその他の多数の者の円滑な指定講習の受講に資する措置が

講じられていること。

八 指定講習に関する不正行為を防止するための措置を講じること。

九 指定講習の受講時間及び指定講習修了試験の結果その他の客観的かつ公正な基準によって修了

の判定がなされること。

十 指定講習を修了した者に対し、修了証明書を交付すること。

十 指定講習を修了した者の知識及び技能 の維持のための措置が適切に講じられているもの であ

ること。

十二 指定講習が特定の者又は事業のみを利することとならないものであり、かつ、その実施が十 分な社会的信用を得られる見込みがあるものであること。

(指定事項の変更の届出)

第七条 指定講習実施機関は、 第四条第二項第二号から第五号までに掲げる事項及び講師を変更しよ

うとするときは、 変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出るものと

する。

(指定講習事務実施規程)

第八条 指定講習実施機関は、 次に掲げる事項を記載した指定講習事務に関する規程を定め、 当該指

定講習事務 の開始前に、 国土交通大臣に届け出るものとする。これを変更しようとするときも、 同

様とする。

一 指定講習事務を行う時間及び休日に関する事項

指定講習事 務を行う事 務所及び 指定講習 0 実施場所に関する事項

三 指定講習の受講の申込みに関する事項

几 指定講習  $\mathcal{O}$ 受講料 0 額及び 収 納  $\mathcal{O}$ 方法に関する事 項

六 指定講習の科目及び内容に関する事項

五.

指

定

講習

 $\mathcal{O}$ 

日

程

公示

方法その

他

 $\mathcal{O}$ 

指

定

講

習

事

務

 $\mathcal{O}$ 

実施

 $\mathcal{O}$ 

方法に関

はする事

項

七 講師の選任及び解任に関する事項

八 指定講習 に . 用 い る 教材  $\mathcal{O}$ 作成、 指定講習 修 了 試 験 の問 題  $\overline{\mathcal{O}}$ 作成及び修了 の判定の方法に関する

事項

九 指定講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項

+ 指定講習を修了 た者  $\mathcal{O}$ 知識及び )技能  $\mathcal{O}$ 維 持  $\mathcal{O}$ ため の措置に関する事項

十一 指定講習事務に関する秘密の保持に関する事項

<u>+</u> 指定講 習 事 務 に 関 す る公正  $\mathcal{O}$ 確 保 12 関 す Ź 事 項

十三 不正受講者の処分に関する事項

十四四 第十三条第三項の帳簿その他 の指定講習事 務に関する書類の管理に関する事 項

十五 その他指定講習事務に関し必要な事項

(指定講習事務の休廃止)

第九条 指定講習 習実施 機関は、 指定講習事務の全部又は一部を休止し、 又は廃止しようとするときは

あらかじめ、 次に掲げる事 ・項を記載した届出書を国土交通大臣に提出するものとする。

一 休止し、又は廃止しようとする指定講習事務の範囲

三 休止又は廃止の理由

休

止

Ļ

又

は

廃

止

しようとする年月日及び休

止

しようとする場合に

あっ

ては、

その

期

間

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十条 指定講習 習 実施 機 関 は、 毎事業年 度経過後三月以内に、 その事業 業年 度の 財 産 目録、 貸借対 照表

及び損 益 計 算 書 又は収支計 算 書並 び に 事 業報告書 (その作成に代えて電磁 的 記 録 電子 的 方式 磁

気的 方式 その 他 . (7) 人  $\mathcal{O}$ 知覚によって は 認識することができない 方式で作ら れる記 録 であ って、 電子

計算機による情報処 理 の用に供されるものをいう。 以下この条において同じ。 の作成がされ てい

る場合における当該電 磁的 記 録を含む。 次項において「財務諸表等」という。 を作成 Ļ 五. 年 間

事務所に備え置くものとする。

2 指 定 講習を受講しようとする者その他の 利害関係人は、 指定講習 実施 機関 の業務 時 間 内は、 1 0

次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、 指定講

習実施機関の定めた費用を支払うものとする。

財務諸 表等が 書面をもって作成されているときは、 当該書面 の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、 当該電磁的記録に記録された事項を

紙 面 又は出力装置 の映像面に表示 したものの閲覧又は謄写の 請 求

几 前号の 磁的 記録 に記録された事項を電磁的方法 であって、 次に掲げるも ののうち指定 講 習実

施 機 関 が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面 一の交付  $\mathcal{O}$ 請 求

1 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続し

た電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が 送信され

受信者 使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録され る Ł

口 磁気デ イスク、 シー ・ディー 口 ムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の

情報を確実に記録しておくことができる物 (第十三条において「磁気ディスク等」という。

をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 前 項第四号イ 文は 口に掲げる方法 は、 受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作

成することができるものでなければならない。

## (業務改善に関する指導等)

第十一 不 正 又は著しく不当な行為をしたときは、 国土交通大臣は、 指定講習実施機関がこの告示に違反したときその他 当該指定講習実施機関 に 対 Ĺ その事 指 業 定 **講習事**  $\mathcal{O}$ 適 正 務 な 実 に 施 関 を

2 施機関に対し、 国土交通大臣は、 指定講習事 指定講習事務 務の状況 の適正な実施を確保するために必要な限度において、 に関し必要な報告を求めることができる。 指定講 習実

助言及び勧告をすることができる。

確保するために必要な指導、

(指定の取消し等)

第十二条 習実施機関が行う指定講習の指定を取り消し、 国土交通大臣は、 指定講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、 又は期間を定めて指定講習事務の全部若しくは 当該指定講 部

の停止を命ずることができる。

- 第三条各号(第二号を除く。)に該当するに至ったとき。
- 正当な理由 が な V) のに第十条第二項各号の規定による請求を拒 んだとき。
- $\equiv$ 反したとき、又は前条第一項に基づく勧告に従わなかったとき。 その行う指定講習事務に関して、この告示若しくは他 の法令若 しくはこれらに基づく処分に違
- 兀 前 条第二項  $\mathcal{O}$ 規定による報告を求められて、 報告をせず、 又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 不正の手段により第一条の指定を受けたとき。

## (帳簿の記載等)

第十三条 指定 講習実 施 機 関 は、 指定講習に関する次に掲げる事 項を記 載し た帳簿を備えるものとす

る。

一 指定講習の講習年月日

二 指定講習の実施場所

三 指定講習  $\mathcal{O}$ 受講 者 の受講者番号、 氏名、 生年月日及び修了又は

未了

*(*)

別

四 指定講習の修了年月日

2 前 項各号に掲げる事 項が、 電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、 必

は 当該記録をもって同項に規定する帳簿へ の記載に代えることができる。 要に応じ指定講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙

面に表示されるとき

3 指定講習実施 機関 は、 第一 項に規定する帳簿 (前項 の規定による記 録が 行 わ れ た 同 項 0) ファ イル

又は磁気ディス ク等を含む。 を、 指定講習事 務  $\mathcal{O}$ 全部を廃止するまで保存するものとする。

4 指定講習実施機関は、 次に掲げる書類を備え、 指定講習を実施した日から三年間保存するものと

する。

一指定講習の受講申込書及び添付書類

二 終了した指定講習に用いた教材

#### (公示)

第十四条 国土交通大臣は、 次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

第一条の指定をしたとき。

二 第五条第一項の規定により指定の更新をしたとき。

第七条の規定による届出があったとき。ただし、講師に関する事項は除く。

四 第九条の規定による届出があったとき。

三

五. 第十二条の規定により指定を取り消し、 又は指定講習事務の停止を命じたとき。

附則

この告示は、 法の施行の日(令和三年六月十五日)から施行する。